

(別表1)

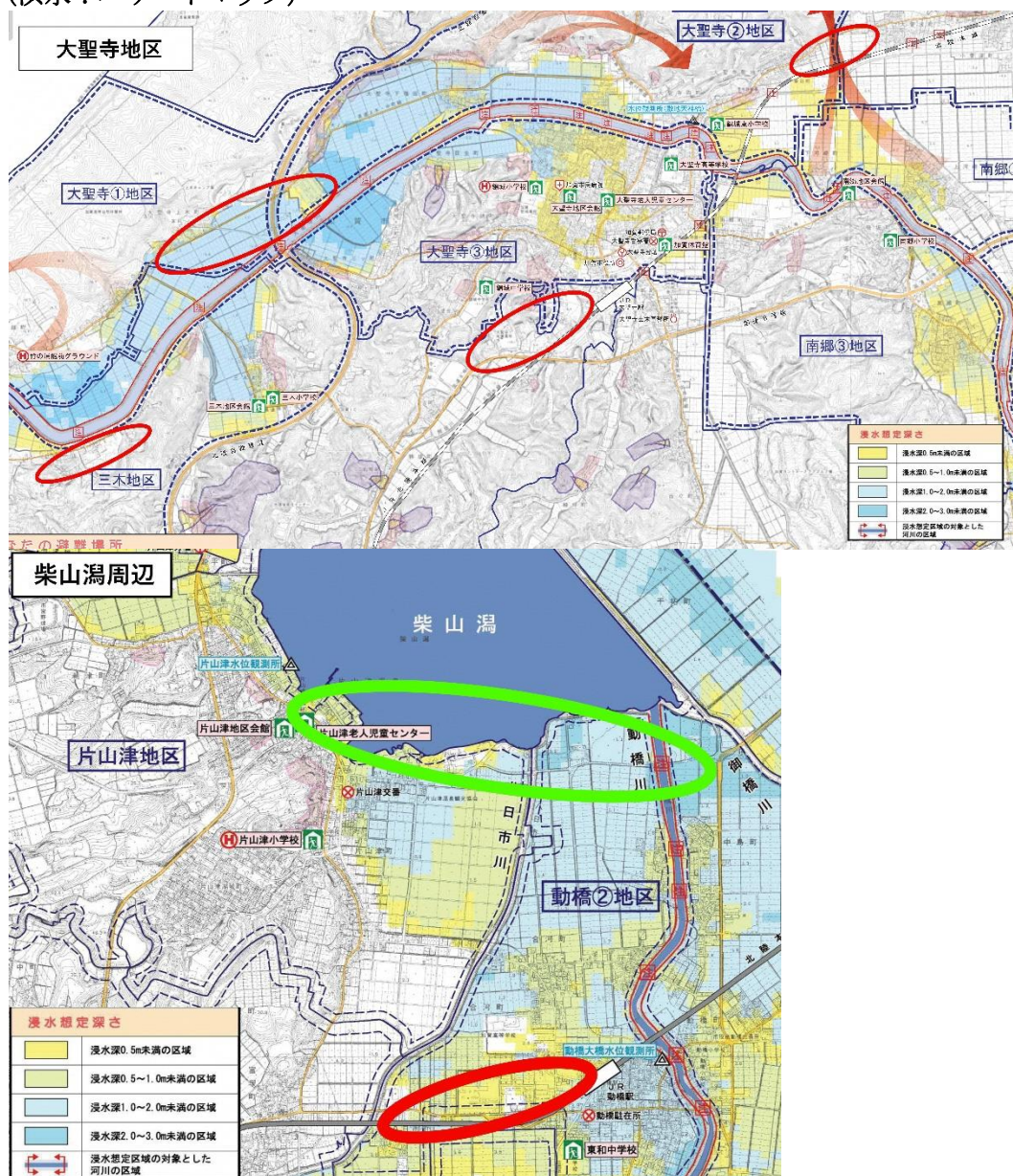
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

加賀市は石川県最南端に位置し福井県と接している。西側は日本海に面し、東・南部は山となっている。市内には加賀商工会議所と山中商工会が併存しており、本計画については加賀商工会議所管内における事業について記載する。

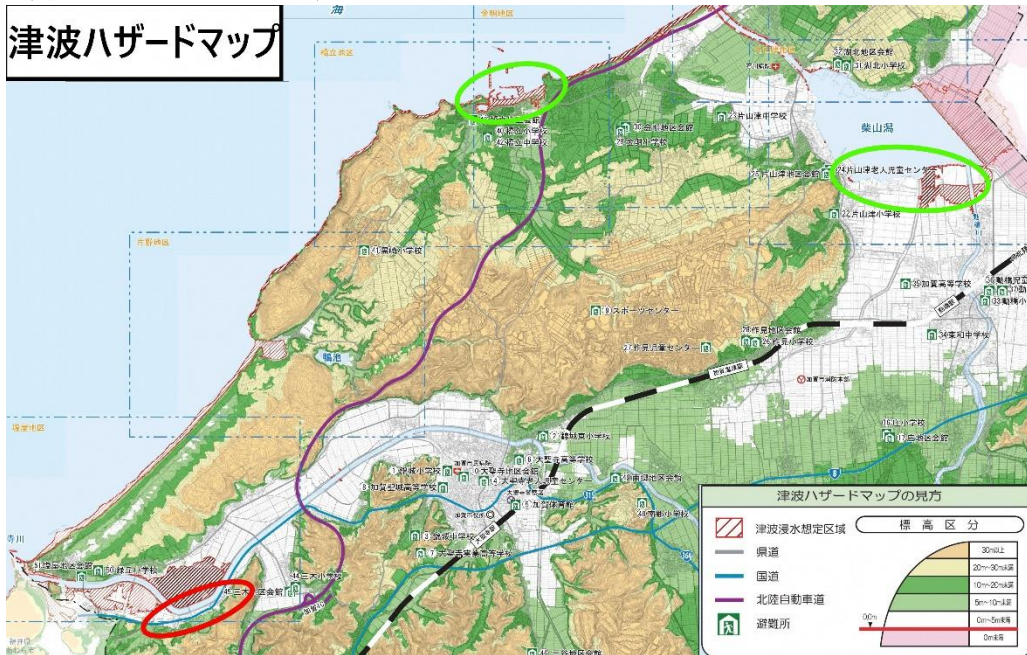
(1) 地域の災害リスク (赤枠は製造業集積地、緑枠は宿泊業・飲食サービス業集積地)
(洪水：ハザードマップ)



当市のハザードマップによると、機械部品工場が立地する大聖寺地区および動橋地区、温泉旅館が立地する柴山瀧周辺を中心に洪水浸水想定区域に指定されている。

(津波：ハザードマップ)

津波ハザードマップ



当市のハザードマップによると、機械部品工場が立地する大聖寺川下流地区および飲食サービスの橋立港以北の海岸沿い、温泉旅館が立地する柴山瀧周辺域が津波浸水想定区域に指定されている。
(土砂災害：SABO アイ)

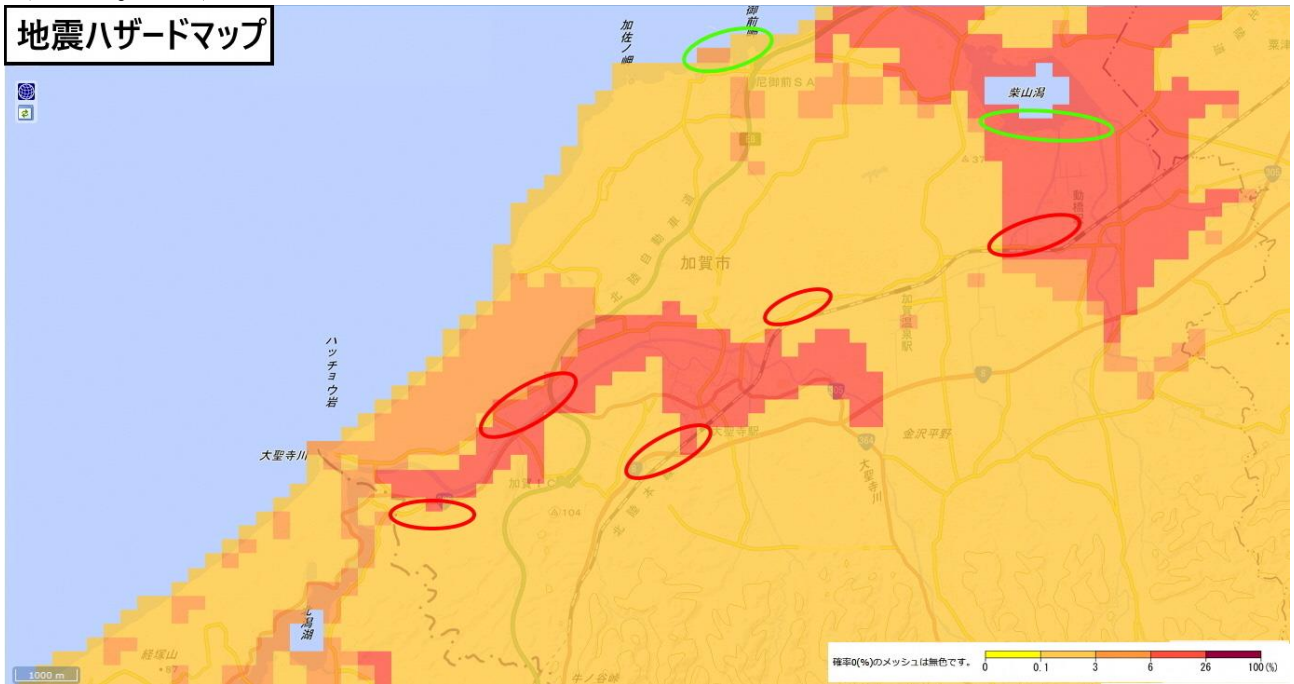
土砂災害ハザードマップ



石川県土砂災害情報システム (SABO アイ) によると、温泉街の広がる山中温泉地区や漆器産業を生業とする別所地区などの山間部を中心に土砂災害警戒区域が広く分布している。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードマップ



地震ハザードステーションの防災地図によると、大聖寺川沿岸域および動橋川沿岸域について、国道 8 号線より北側（下流）において、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 6～26%の確率で発生すると予測されている。

(その他)

市内に多数の農業用ため池があり、大雨や地震の際は注視が必要となる。
2018 年 2 月の豪雪により福井県との交通が 1 週間近く途絶した。

(2) 加賀商工会議所管内の商工業者の状況 (H31. 4. 1 現在)

管内においては、温泉周辺に宿泊業・飲食サービス業、JR 北陸本線駅周辺に機械部品製造業が多い。
具体的には、山代温泉地区や片山津温泉地区をはじめとする温泉観光地には宿泊業・飲食サービス業が、JR 北陸本線が走る大聖寺地区、動橋地区においては、機械部品等製造業が集積し、さらに別所漆器団地に伝統工芸品類の製造業、山代地区宇谷野工業団地には、菓子製造業、橋立地区には、機械製造業が集積している。

商工業者数 3,437 人

うち小規模事業者数 3,008 人

<内訳>

業種	商工業者数	うち小規模事業者数
卸売業・小売業	769	674
製造業	667	630
建設業	656	595
宿泊業・飲食サービス業	442	397
生活関連サービス・娯楽業	361	206
その他	542	506
合計	3,437	3,008

(出典：加賀商工会議所作成「加賀商工会議所管轄事業所名簿」
加賀商工会議所作成「小規模事業者名簿」)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- 防災計画の策定、防災訓練の実施
- 防災備品の備蓄

2) 当所の取組

- 事業者 BCP に関する国の施策周知
- 事業者 BCP 計画策定セミナーの開催および個別相談会
- 日本商工会議所ビジネス総合保険加入促進
- 当市が実施する防災訓練参加、当市への防災用品の寄付
- 地震発生時の身を守るための安全行動を訓練する「県民一斉防災訓練（シェイクアウト石川）」への参加
- 「加賀市防災協議会」への参加

II. 課題

(1) 小規模事業者における災害リスクの認知不足

小規模事業者においては、加賀市にはどのような災害リスクがあるかについて認知されていない。また、現状では緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

(2) 市との連携・市内業界団体との協力体制の不備

市や関係機関との連携や市内業界団体との協力体制などが構築されていない。

(3) 平時・緊急時対応におけるノウハウやスキル不足

平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。また、備えとなる保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員が不足している。

III. 目標

(1) 災害リスクの周知

地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知させる。

(2) 市との連携・市内業界団体との協力体制構築

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報連絡ルートを構築する。また速やかな復興支援策が行えるよう、当所内における体制、市内業界団体との連携体制や災害リスクの共有を平時から構築する。

(3) 平時・緊急時対応におけるノウハウやスキル取得

当所経営指導員はじめとする職員が、防災や減災対策、備えに対する知識を身につける。

*その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対する BCP 計画の必要について普及・啓発を目標として、下記の活動を行う。

① ハザードマップによるリスク周知

当所が平時巡回経営指導時に、BCP 取組状況チェックリストによる現状分析やハザードマップ等を用いながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険加入等）について説明する。

② 広報等による啓発活動

当所会報・市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策紹介や、リスク対策の必要性、事業 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。また、損害保険概要についても紹介する。

③ 事業者 BCP 策定に関する支援

当所が小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な事業継続力強化計画をはじめとする簡易的なものを含む）の策定による取組の推進や効果的な訓練等について経営指導員等が指導及び助言を行う。また、事業継続の取組に関する専門家を招き、BCP 普及啓発セミナーや行政の施策紹介等を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所は令和元年度に作成し、随時見直す。

3) 関係団体との連携

① BCP 等セミナー・損害保険・個別相談会の開催

当所が連携する損保会社等に依頼し、当所職員・会員事業所以外も対象とする BCP セミナー、損害保険の紹介、個別相談会等を行う。

② 市内業界団体との連携体制構築

当所が市内業界団体との意見交換および緊急時における連携体制を構築する。

4) フォローアップ

① 小規模事業者へのフォローアップ（当所）

BCP 策定支援をした小規模事業者の BCP 取組状況確認をする。

② 本計画のフォローアップ（当所、当市）

「(仮称) 加賀市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市等）」を開催し、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る連絡体制確認の実施

① 訓練の実施（必要に応じて実施）（当所、当市）

自然災害（マグニチュード 7.44 程度の地震や橋立に 10.8m の津波が到達等の災害を想定）が発生したと仮定し、当所との連絡ルートの確認を行う。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認（当所、当市）

① 職員の安否確認

発災後1時間以内に職員の安否確認報告を行う。また SNS 等を利用した安否確認や業務従事可否について、当所と当市で共有する。

なお、安否確認結果は、当所においては、専務理事または事務局長、経営支援課長がとりまとめ報告し、当市においては、経済環境部商工振興課長または、課長補佐がとりまとめて、報告・共有をする。

② 所内設備の点検・確認

所内の水道・ガス・電気設備の点検、天井や床、ガラスの破損や落下の危険がないか確認を行う。

2) 応急対策の方針決定（当所、当市）

① 方針の決定

当所と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤するなど

② 役割分担の決定

職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

③ 被害状況の把握

被害情報については市内業界団体をはじめとする連携する者等と大まかな被害状況（道路・建設物等）を3日以内に共有する。

被害規模の目安は以下を想定（判断基準）

被害規模	被害状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	・管内地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	● 緊急相談窓口の設置 ● 被害調査・経営課題の把握 ● 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	・管内地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	● 緊急相談窓口の設置 ● 被害調査・経営課題の把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行なわない

*なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

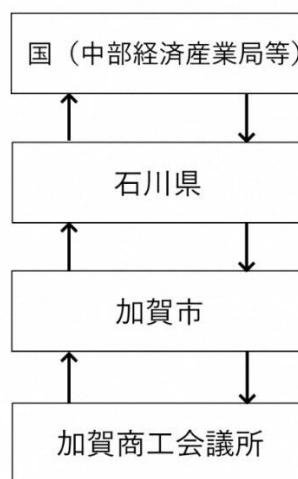
本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発災～14日目まで	1日に2回程度（9時・16時）共有する
15日目～60日目まで	1日に1回程度（9時）共有する
61日目以降	週に2回程度（毎週月・木）共有する。

(3) 発災時における指揮命令系統・連絡体制（当所、当市）

1) 指揮系統・連絡体制

自然災害等、区域内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる下記の仕組みを構築する。



2) 二次被害を防止するための被災地域での活動等行うことの決定

加賀市事業継続力強化支援協議会にて被災地域内での活動を定める。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

当所と当市は相談窓口や巡回において被害状況の確認を行い、被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、罹災証明書を元にして算出をする。

被害の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口や電話による被害状況確認 ・ 巡回による被害状況確認
被害額の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明申請書に新たに被害状況や被害額記載欄を設け、被災事業者から被害情報を収集。 ・ 被害額算出においては項目に分け、ヒアリングや減価償却表等を元にする。(建物、機械設備、車両重機、什器備品、商品原材料等)

4) 共有した情報の県等への報告方法

当所と当市が共有した情報を、石川県の指定する方法にて当所または当市より石川県へ報告する。

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援（当所、当市）

1) 窓口の設置

緊急相談窓口の設置方法について、当市と相談する。相談窓口は安全性が確認された場所において、設置する。

2) 被害状況の把握

地区内小規模事業者等被害状況の詳細を確認する。

3) 支援施策等の情報発信

応急時に有効な被災事業者施策（国や石川県、加賀市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援（当所、当市）

1) 支援方針の決定

石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

2) 被災地のみでの対応が困難な場合

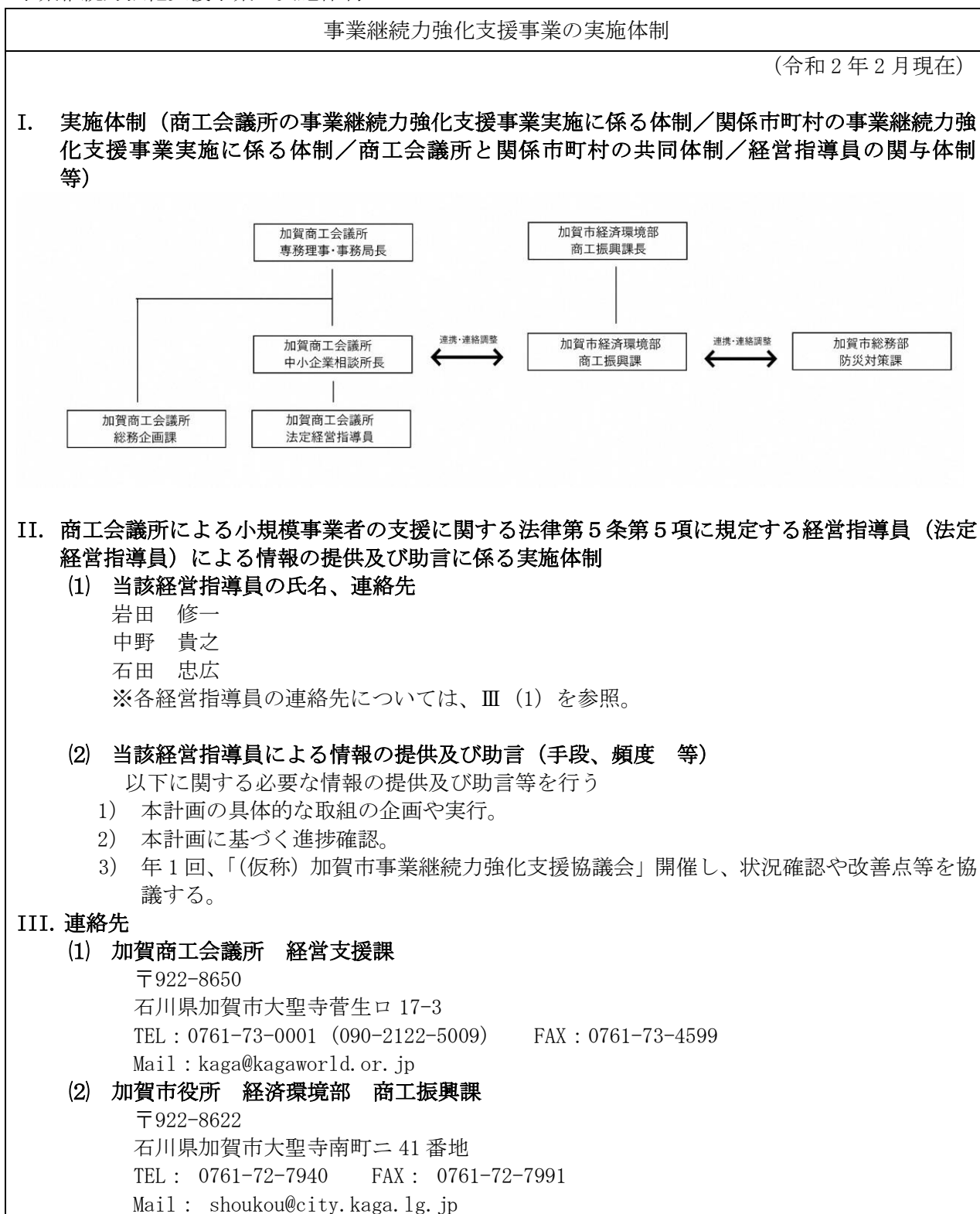
被害規模が大きく、当所の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。

***その他**

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
専門家派遣費	100	100	100	100	100
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ、チラシ 作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
加賀商工会議所会費収入、加賀市補助金、石川県補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。